

## 平成28年度第1回周防大島町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日 平成28年2月3日 水曜日 午後1時30分から3時30分まで
- 2 開催場所 たちばなケアプラザ 会議室
- 3 審議事項

### (1) 諮問議案

平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について

### (2) その他(報告事項)

## 4 出席状況

出席委員 (11名出席)

被保険者代表委員	松岡 宏和	被保険者代表委員	福田 みちる
被保険者代表委員	中西 清美	被保険者代表委員	山田 修
保険医薬剤師代表委員	正木 純生	保険医薬剤師代表委員	嶋元 徹
保険医薬剤師代表委員	岡田 秀樹	保険医薬剤師代表委員	岩重 秀二
公益代表委員	中元 みどり	公益代表委員	西村 高明
公益代表委員	今元 直寛		

説明のため出席した者の職指名(町側)

健康福祉部長	松本 康男	税務課班長	木村 敏子
税務課主査	弘茂 直美	健康増進課長	永田 広幸
健康増進課班長	川口 雅枝	健康増進課班長	山中 輝彦
健康増進課主査	横元 美沙子	健康増進課主事	魚原 幸嗣

欠席委員 (1名欠席)

公益代表委員	行田 茂美
--------	-------

## 5 議事内容

**永田課長** 失礼いたします。定刻となりましたので、ただいまから、平成28年第1回目の周防大島町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、椎木町長がご挨拶を申し上げます。

**椎木町長** 皆様、こんにちは。大変お寒い中を国保運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、町国保事業の推進につきまして、平素から大変なご尽力を賜っておりますことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、今年の5月でございますが、国保法の一部改正案が国会で成立し、国保の財政基

盤の強化に向けた公費負担の拡充と、平成 30 年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となって、市町村と共同で保険運営を進めることなど、国保財政運営の新たな骨格が決定されたところでございます。しかしながら、決まっておりますのは、飽くまで大きな骨格という段階でございまして、依然として政省令が未だ決まっておりませず、厚生労働省によりますと、財政運営については年度内にもその仕組みを決定するとありますので、具体的な議論は詳細を待ってからになるというふうと考えておるところでございます。

本町では、国保財政の安定化に向けて、平成 27 年度から国保税の税率改正を行なったところでございますが、県が一本化して行う、国保の県単位化に伴いまして、県が示す標準保険料の在り方によっては、納付すべき国保事業費納付金、これが保険料収入では賄えず、調整が困難となる場合が発生するのではないかというふうなことも予想されておまして、国保会計への影響が懸念されているというところでございます。

なお、国保運営協議会につきましては、先の法改正によりまして、都道府県及び市町村のそれぞれに設置することとされているところでございまして、県は、県内の医療費を推計して、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金の額を決定し、そして、市町村は、国保事業費納付金を納めるということになるようでございますが、県の国保運営協議会におきましては、その国保事業費納付金や県国保運営方針等を審議する場として、また、町の国保運営協議会におきましては、引き続き保険給付・保険料の徴収等につきまして、関係者よりご審議をいただく場として、引き続き設置されるということとなっております。

さて、昨年末に新聞報道等で報じられたことでございますが、周防大島町におきまして昨年 3 月、会計検査院の实地検査がありまして、その際に国保の国庫交付金の検査がありましたが、平成 24 年度の療養給付費負担金、そして、平成 22 年度から平成 25 年度の特別調整交付金の交付が過大となっているという指摘を受けたところでございます。

過大となっているということは、こちらから言えば貰い過ぎている、向こうから言えば出し過ぎているということになるんですが、要するに過大に交付を受けているということが指摘されました。

概要を少し申し上げておきたいと思いますが、一つ目の療養給付費負担金は、平成 24 年度分の療養給付費の算定に当たりまして、保険者（町）が福祉医療助成事業など、地方単独事業を実施した場合に減額対象とすべき医療給付費の集計におきまして、高額療養費の現金給付のみを減額調整の対象とし、現物給付を対象外としていたため、療養給付費負担金が過大に交付されたということになっております。簡単に言えば、その計算方法で減額対象にしなければならないというところをです、もう少し全体が把握できていなかったということだと思います。言うなれば、その計算方法によって算定いたしますとこちらが過大になる、本来とすれば減額するところを過大に交付を受けている、悪いことを言えば、貰い過ぎているということになる訳でございます。それが一つ目です。

次に、二つ目でございますが、国保の特別調整交付金というのがございまして、この中に、結核性疾患又は精神病に係る医療費が一定割合を超える場合に交付される特別調整交

付金がございます。何故これが交付されるかという、結核性疾患とか精神疾患に係る医療費が一定割合を超えるということは、それらがたくさん掛かっている自治体については、医療費が当然伸びている訳ですが、要するに、これらの疾患については、こちらの健康づくりの取組・対策だけでは、その病気をなかなか抑えることができないという病状なので、それで医療費が一定以上高くなっているところについては、特別調整交付金を出しましょうという制度になっております。そして、その算定に当たり、結核性疾患又は精神疾患を主病としない療養給付費保険者負担額を対象としていたため…。つまり、どういうことかと申しますと、本来、結核性疾患又は精神疾患の病気が一番の病気だということをカウントして、それについては、特別調整交付金を出しましょうということになるんですが、実は別の病気が主たる病気で、それに結核性疾患とか精神疾患が付いているというものについては、どちらかという、ウエイトが、別の病気の方が高くて結核性疾患や精神疾患の方が低い。こういうときは対象にならないよと。(逆に、)本来、結核・精神疾患の方が高くて、後にその他の病気が付いている場合については、OKですよということでありまして、それを、結核・精神疾患を主病としないものまで対象としていたということになります。そこで、国の方から、過大交付となっている旨の指摘を受けたということになりました。

その後、これらの補助金申請内容を精査した結果、会計検査院の方から指摘のあったものが約5,267万6千円、また、検査対象年度には含まれておりませんが、平成26年度の調整交付金につきましても同様の計算方法をしておりましたので、これも自主返納するものとしたしまして併せて修正申請をし、合計で5,449万9千円の国庫補助金等の返還が必要となりました。

先程も申し上げましたように、計算方法によって貰い過ぎとなっていたものを返すこととなったのですが、調整交付金につきましても、それまでもずっと同様の方法で算定していた訳でございまして、それが今回のような指摘を受けたということで、特に担当の課の方としても特別、これを気付いていなかったし、これまで国や県の方から全く指摘が無かったということでもございまして、今回、会計検査院の方から指摘を受けたということでもございます。ですから、言うなれば貰い過ぎているものを戻せということになったのですが、そういうことで返還が必要となりました。

これで、議会の方にも相当、何度も説明させていただきましたし、昨年12月の議会の全員協議会において、具体的な数字も報告いたしまして、そして、12月の定例議会におきまして、一般会計から繰り入れを行うなど、補正予算に計上し、ご議決を賜わったところでございます。

本事態の発生につきましては、町民の皆様には大変大きな心配をお掛けしたというふうに思っておりますし、また、そのことについては、お詫びを申し上げたいと思います。今後、法令に基づき、適正かつ健全な事業運営を行うことはもちろんのこと、より一層、事務処理の適正化に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今日はちょっと長くなりましたが、本日、諮問させていただきます平成28年度の当初予算案につきまして、率直なご意見をいただきながらご審議をいただきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

**今元委員** ちょっといいですか。先程来、議会にかけてという話がございましたので、私も一言申し上げたいのですが、この問題がスタートしたのは、住民の皆さんもご承知のとおり新聞・マスコミ報道で5,000万円の不当受給があったというふうな形で出ていましたので、議会の全員協議会の時もかなり揉めました。その後、今、町長がいろいろ説明されたように、町としての悪意はなかったのだという説明を聞きまして、町議会の方も納得をして、議会で通過という形を採りましたので、一応、ご報告しておきます。以上です。

**椎木町長** まあ、金額が金額だったものですから、相当皆さんもどういうことだったのかということで、議会の方でもやはり大きな金額のことになりますので、きちんと皆様が納得されてからでないということになりまして、実際、指摘を受けましたのはずっと前だったのですが、昨年の11月頃に新聞報道されまして、そして、年度内に処理をするということでもございましたので、12月議会で措置をしたということでもございます。

**永田課長** それでは続きまして、中元会長さんのご挨拶をお願いいたします。

**中元会長** 本日は大変お忙しい中、委員の皆様にはご参集いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

前回の協議会では、平成26年度の決算状況及び平成27年度の予算執行、それから国保税の賦課状況等を事務局から説明をいただきまして、委員の皆様から活発なご意見を頂戴したわけですが、本日は、平成28年1月28日付で、町長より当協議会に、平成28年度の当初予算について諮問をいただいておりますので、その諮問についてご審議をいただきまして、答申を取りまとめたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**永田課長** それでは、ここで前回、平成27年10月に開催いたしました平成27年第2回協議会にご出席が適いませんでしたが、平成27年度において、新たに町老人クラブ連合会会長になられました西村高明様に、本年度、国保運営協議会委員としてご就任をいただいておりますので、ご紹介いたします。

**西村委員** ただ今、ご紹介をいただきました西村高明と申します。昨年5月から周防大島町全体の老人クラブ、今はシニア倶楽部ともいっておりますけれども、そのお世話をさせていただくことになり、そういったことも関係しているのでしょうか、この運営協議会の委員として、ここに参った次第でございます。あまり良く分かりませんが、いろいろ

ろ勉強していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**永田課長** ありがとうございます。それでは、協議会規則第3条第3項に基づきまして、会長に議事進行をお願い申し上げます。なお、町長は所用がありますので、ここで、退席させていただきます。

**椎木町長** それではどうぞよろしくお願いいたします。

**議長** それでは、議長を務めさせていただきます。まず、次第3の「委員出席状況の報告」をお願いいたします。

**永田課長** 議長よろしゅうございましょうか。失礼いたします。健康増進課長の永田です。審議に入ります前に、委員の皆様一言お詫びを申し上げます。本日の会議の運営に際しましては、本来、諮問事項であります平成28年度の国保事業特別会計予算案等につきまして、事前に資料をお配りした上で内容についてご審議をいただくところではございますが、私の管理不行き届きによりまして、資料の事前配布が叶いませんでした。このことにつきまして、先ず以ってお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

**山中班長** 申し訳ございませんでした。

**山中班長** それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。

あらかじめ行田委員さんより欠席の通知を受けておりまして、本日の出席者は11名となります。協議会規則第4条第3項により委員定数12名の半数6名以上の出席がありますので、ここに本協議会が成立していることを報告させていただきます。

**議長** はい、ありがとうございます。次に、次第4の「議事録署名委員の選任」に入らせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

**山中班長** はい。運営協議会規則第7条に「署名委員は、議長の外、会議に出席した委員2人とし、会議のはじめに議長が指名する。」こととなっています。よろしくお願いいたします。

**議長** 議長が指名することとなっているようですから、名簿番号7番の岡田秀樹さん、8番の岩重秀二さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第5の審議事項・諮問議案に入りたいと思います。「平成28年度国民健康保険事業特別会計予算について」を議題としたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

**山中班長** 資料の説明に入ります前に、先ず、お手元の配布資料につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。あらかじめと申しますか、遅い方では今朝ポストに投函させていただいた委員さんも中にはいらっしやいまして、事前に資料を見ていただく暇がないまま本協議会にご出席いただくこととなり、大変申し訳ございませんでした。非常識なことをしたものと深く反省しております。つきましては、委員の皆様の時間が無駄とならぬよう分かり易い説明に努めますので、よろしくお願ひします。

**委員** 今、机にあるものは、昨日配ってくれた資料と同じですか？

**山中班長** いえ、相違点が2点ほどございます。

**委員** 違うの？

**山中班長** はい。机上に置かせていただきました資料のうち会議次第、資料1、資料2と書かれたものの外、別途A3の紙が2枚あろうかと存じます。このA3の資料のうち「別紙」と書かれたもの、こちらは、事前配布分の会議次第資料の最終ページに係る訂正版になります。また、「参考資料」と書かれたものにつきましては、同会議次第資料の追加資料となります。

「別紙」の訂正内容につきましては、歳入の部の国保税の平成28年度当初予算のうち、滞納繰越分の予算計上欄が1行ほど下にずれておりましたので、その訂正をいたしました。また、これに伴い、平成27年度当初予算額との差額を正しい数値に修正いたしましたので、恐れ入りますが本資料の差替えをお願いいたします。

資料の方はございますでしょうか。それでは、机上に置かせていただいた資料により、説明を行いたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

早速ですが、諮問議案の「平成28年度周防大島町国保事業特別会計予算」について、会議次第と右肩に書かれた資料をご覧いただきたいと思えます。6頁、このたびの諮問議案につきまして、平成28年度周防大島町国保事業特別会計予算原案の総額は、歳入歳出それぞれ38億4,958万2千円とする。歳入歳出予算の内訳は別紙のとおりとする、と書かれてございます。その別紙が、先ほど申しました別途お配りしたA3の差替資料になります。その別紙の中身について、説明をさせていただく訳ですけれども、あらかじめ平成28年度の国民健康保険制度の改正関係につきまして、説明をいたしたいと思えます。

一番、国保税の賦課限度額について、医療分を現行の52万円から54万円とし、後期支援分を現行の17万円から19万円とする。なお、介護分については、現行の16万円を据え置くものとする。賦課限度額の合計を現行の85万円から89万円に引き上げることとなります。詳細につきましては、国保税の関係ということで税務課の方から後ほど若干説明が

あろうかと思えます。同じく、国保税の制度改革関係の2点目、2番になりますが、国保税の軽減措置について、世帯人数に乗じる額を5割軽減は26万円から26万5千円、2割軽減は47万円から48万円にする。軽減対象となる所得基準額の引き上げが行われる予定になっています。改正関係の3点目、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額について、非自発的失業者の属する世帯は、当該世帯が市町村民税非課税である場合のほか、非自発的失業者の給与所得を100分の30として計算した当該世帯の所得が、上記の2による、改正後の国保税の2割軽減の軽減判定所得以下である場合、この場合について、低所得世帯の自己負担限度額を適用するというございます。改正関係の4点目、入院時食事療養費の食事療養標準負担額について、低所得者や難病・小児慢性特定疾病患者、平成28年4月1日時点で1年を超えて入院されている一般所得の精神病床患者を除き、1食あたり260円から360円に引き上げが行われます。改正関係の5点目、町国保特定健康診査の検査項目といたしまして、新たに血清尿酸値の測定を追加し、更なる充実を図りたいと考えております。以上、早口になりましたが、国保制度の平成28年度の改正関係について、5点ほど説明させていただきました。

それでは、次に1枚ものの「別紙」、訂正後の予算原案を見ていただきたいと思えます。

なお、机上の資料のうち資料1につきましても、併せてご参照いただけたらと思えます。

資料1の1頁から4頁までは、被保険者数の見込人数等もありますが、各種保険給付費についての前々年度実績、それから今年度の当初予算額、今年度見込額、更に平成28年度の当初予算額を横並びにした一覧表を付けております。つまり本資料は、先ず医療給付費の見込みということで、左側の列には、参照値として今年度の実績見込額までを計上し、最も右側の列に新年度の当初予算額を対比させて掲示している、そんなイメージになっております。また、国保の制度の中には、一般の区分の療養給付費等の外、退職者医療制度の療養給付費など、保険給付費には二種類の区分がございまして、一般被保険者の保険給付が1頁から2頁に、退職被保険者の保険給付が3頁から4頁に載っております。さらに、主に1頁と3頁は、それぞれ一般と退職の費用額、つまり10割分の医療費総額等をお示ししているものでございまして、予算額に反映いたします実際の数値につきましても、2頁と4頁のそれぞれ一般と退職の保険給付費ということになりまして、これら医療費推計の資料を見易くしたものが、同じく資料1の6頁になります。

また、平成28年度当初予算の「別紙」とともに、別途「参考資料」をお配りしておりますが、そちらが増減理由をお示したのとなっております。これら資料3つを見ていただきながらという感じになるかと思うのですが、これから説明に入りたいと思えます。

それでは、別紙、平成28年度予算原案ですが、右側半分が歳出、左側半分が歳入の項目になっています。右側の歳出につきましても、先ず総務費があるのですが、それは取り敢えず置いておきまして、保険給付費、こちらにつきましても、ご説明をさせていただきたいと思えます。算出の根拠につきましても、資料1の6頁のA3の縦長資料、こちらは見込の資料となりますけれども、イメージといたしましては、先ず前々年度、平成26年度の実績

があって、次に平成 27 年度の途中経過の実績を 1 年に延べたときの見込数値を算出しております。そして、それらの増減率に基づき、平成 28 年度の保険給付費の見込額を最終的に算出し、その数値を別紙の予算原案の資料に転記しております。

平成 28 年度当初予算と平成 27 年度当初予算の保険給付費に係る差異、主な増減理由の説明につきましては、参考資料の歳出の保険給付費という欄のところを見ていただきたいと思っております。保険給付費のうち一般被保険者の保険給付費につきましては、この参考資料の歳出の 2 番の欄にありますとおり、被保険者数は若干の減少の見込でございますが、前年度の給付状況から、療養給付費及び療養費はやや減少する見込でございますが、高額療養費の一人当たり伸び率は、対 26 年度実績 15.1%の伸びを見込んでおりまして、一般分全体では、約 2,400 万円余りの増額見込となっております。本資料をざっと読み上げるだけでは分かりにくいと思うのですが、別紙の予算原案を見ていただきまして、歳出の一般被保険者の平成 28 年度当初予算、療養給付費・療養費については、若干の減少を見込んでおりますけれども、高額療養費につきましては、平成 28 年度、かなりの増額を見込んでおるところでございます。

被保険者数の内訳につきましては、資料 1 の 6 頁、こちらの左側半分が一般被保険者、右側半分が退職医療被保険者の資料となっております。また、被保険者数は、年間平均被保険者数をここに掲げておりますけれども、平成 28 年度の被保険者数の見込は 5,743 人、平成 27 年度途中実績の 3 月から 10 月までの平均被保険者数から算出した 27 年度の年間被保険者数と比較いたしますと、98.88%という率になっておりまして、表中③の増減率を引き継いで算出しています。

被保険者数自体は、人口の減少に伴う自然減等から同様に減少すると見込んでおりますが、高額療養費については、高額な医療費の支出が引き続き伸びておりまして、前年度までの実績を考慮し、診療報酬等のマイナス改定もございましたが、高額療養費につきましては、一人当たり的高額療養費の額が伸びておりますことから、平成 28 年度につきましては、更なる増額を見込んでおるところでございます。

一方、退職被保険者につきましては、参考資料の方になりますが、保険給付費の退職という欄に書かれておりますとおり、被保険者数がかなり減少する見込みでございますが、一人当たりの療養給付費・高額療養費・療養費の伸び率は、何れも対 26 年度実績マイナス 35%以上となることを見込んでおりまして、退職分全体でマイナス 7,500 万円の大幅な減額を見込んでおるところでございます。退職の被保険者につきましては、平成 26 年度末に本来、退職の被保険者であるべき方が 65 歳到達後、退職から一般になるまでの間、制度自体は引き続き残りますが、平成 27 年度から原則、新規の適用が無くなっております。原則と申しますのは本来、退職被保険者であるべき方が新たに判明した場合につきましては、遡及して退職区分に変更させていただくのですけれども、平成 27 年度以降に国保の資格を初めて取得された方で、新たに退職の区分になる方は原則いらっしゃいません。その関係で、今後、尻つぼみになっていくところがございますが、被保険者数が減っていく関係上、こ



れに伴いまして、一人当たりの療養給付費・療養費・高額療養費ともにマイナス 35%以上となることを見込んでおりまして、トータルいたしますと 7,500 万円の減額を見込んでおるところでございます。

整理いたしますと、一般の療養給付費につきましては、高額療養費を約 2,400 万円伸びるものと見込んでいる一方、退職の保険給付費につきましては、各保険給付費の大幅な減少見込に基づき、合計 7,500 万円の減額を見込んでいるということでございます。

以上が、歳出の保険給付費の見込になります。

引き続き歳出の項目につきまして、先にご説明をいたしたいと思っております。

参考資料 2 番の保険給付費の下になります。主な項目といたしまして、前期高齢者納付金、それから後期高齢者の支援金、そして介護納付金というものが中ほどにあるかと思っております。これら納付金等につきましては、当該年度の概算納付額に加えまして、前々年度納付額に係る精算の影響を受けます。そういう中身になっております。前期高齢者納付金ですが、前々年度、平成 26 年度の精算分の減少、言い換えますと平成 26 年度に若干の過払いがあることから、あくまで前年度との比較でございますが、大幅な減額となっております。平成 27 年度は 48 万 2 千円の納付金でしたが、平成 28 年度の見込につきましては 15 万 1 千円となっております。同様に、後期高齢者の支援金につきましては、国保加入者一人当たりの負担額は微増が見込まれ、平成 28 年度単年度の概算分は、約 2,300 万円の増額が見込まれておるところでございますが、こちらにつきましても、先程申しました前々年度の精算分の減少、平成 26 年度約 2,800 万円の過払いがあるとするシミュレーション結果が出ておりまして、それらの影響から、対 26 年度マイナス 500 万円余りの予算の減額を計上させていただいております。引き続きまして、介護納付金ですが、こちらにつきましても、被保険者数の減少等によりまして、平成 28 年度概算分は、マイナス 2,100 万円の減額が見込まれており、同様に前々年度の精算分の減少、平成 26 年度約 600 万円の過払いとなっていることを見込まれておりまして、それらの影響から、前年度と比較しますと大幅な減額となっているところでございます。

以上が、医療保険者といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に納めるものとなりますが、前期高齢者の納付金、そして後期高齢者の支援金、それから介護の納付金は第 2 号被保険者の 40 歳以上の方を対象とするものになりますけれども、何れも前々年度精算分が過払いとなっていると見込まれることから、これら納付金等については減少見込となっているところでございます。

続きまして、介護納付金の下欄に共同事業交付金というものがあろうかと思っております。これまでの会議でも若干ご説明をさせていただいているところでございますが、県国保連合会が県内市町からお金を徴収し、再保険事業を行っておるところでございますが、再保険と申しますのが、各市町から拠出金を一旦集めて、各市町毎に掛かった医療費に応じて再度、交付金を分配するというようになっており、対象となる医療費の違いから 2 種類の共同事業があり、それら共同事業の拠出金をここに計上しております。先程、保険給付費

全体では減少見込であることを申し上げたところですが、一般分では、2,400万円の高額療養費の増額があるのですが、退職分については、トータルでマイナス7,500万円の見込となっており、差し引きいたしますと、保険給付費自体は減額となる見込みであるということで、これらの減少見込等に基づき、共同事業の拠出金につきましても、大幅な減額となる見込でございます。この根拠数値につきましては、拠出金を徴収しております県国保連合会が試算したものを、そのまま計上いたしております。

少し早口になりますが、8番目、保健事業費。こちらにも主な増減理由につきましては、対前年度220万円の増額案を計上しておりますところですが、この理由につきましては、医療費通知回数を年4回から年6回に増やす予定にしております、これを変更いたしますと県国保連合会への作成委託料、それから被保険者の皆様への郵送料に係る支出額が、合わせて約55万円増額となる見込になっております。これが1点。

それから、冒頭に町長からお話がありました、結核・精神の特別調整交付金の算定に当たり、今後、外部業者に委託をしたいというふうを考えておまして、レセプト内容の調査集計業務というものになりますが、こちらの外部委託で約115万円増額となる予定で、併せまして220万円何某の増額を計上しておりますところでございます。

続いて、下から3行目の繰出金の欄になりますが、繰出金につきましては、平成28年度は、対27年度98万円の増額という予算を計上しております。こちらの内容につきましては、その右横の欄になりますが、直診施設勘定繰出金のうち救急患者受入体制支援事業分、休日夜間の医師確保に係る事業ですが、こちらが対27年度マイナス約132万円の約235万円、また、健康管理室等の保険事業費につきまして1,073万円、対前年度当初予算比約230万円の増、合わせて98万円の増額を計上しております。

以上の歳出予算の内容から、平成28年度は、対前年度マイナス1億2,862万5千円の減になっております。

それでは、歳入の方のご説明に移りたいと思います。

歳入の先ず1番目は、国保税になります。被保険者数の減少及び被保険者の所得減少に伴う減ということで、平成28年度予算につきましては、対前年度マイナス2,451万9千円の予算案を計上いたしております。こちらにつきましては、後ほど税務課の方からご説明をいたします。

次に、大きな項目といたしましては、国庫支出金になります。こちらは、実際に要した保険給付費等の実績に基づき交付されるもので、療養給付費負担金、それから調整交付金といったものがあります。療養給付費負担金と申しますのは、一般被保険者の療養給付費につきまして、うち32%を国が負担するという趣旨のものでございます。また、調整交付金につきましては、最終的な財政調整のための交付金で、割合からすると療養給付費負担金の32%とは比べものにならない少ない額にはなりますが、国の方から交付金が出るものでございます。

1番目の療養給付費負担金につきましては、交付対象となる保険給付費一般分が対前年

度当初2,400万円の増額見込となっているものの、後ほどご説明いたしますが、それから控除することとなる前期高齢者交付金、こちらが対前年度当初1億2,500万円の増額見込であることから、結果的にマイナス3,700万円余りの減額となる見込でございます。先程、歳出のご説明のときに申し上げました前期高齢者の納付金、後期高齢者の支援金及び介護の納付金は、社会保険診療報酬支払基金に納めるものでございますが、逆に、支払基金の方から交付を受けているもの、これが前期高齢者の交付金になります。本町の前期高齢者について、全国平均加入していると仮定した給付費相当額から、本町前期高齢者の実際の給付費相当額を差し引きした残りを、交付金としていただけることになっておるのですが、こちらが増額見込であることから、別途交付を受けるものは療養給付費から差し引かれることとなりますので、差引額が大きくなったため、現年若人分につきましては、対前年度マイナスの見込となっております。

一方、後期高齢分につきましては、平成28年の単年度支援金分から差し引きする退職者医療分の後期高齢者支援金が大きく減少する影響から、若干の増額となる見込になっております。たいへん分かりづらい内容かと思いますが、療養給付費の中には、現年若人分、後期高齢分、それから介護分の3種類がございます。一点目の現年若人分は、減額となる見込みでございますが、後期高齢者分につきましては、増額となることの見込まれております。また、第三段落目になりますが、介護分につきましては、歳出の欄でご説明いたしました介護納付金、こちらが平成28年度の予算計上額で対27年度比マイナス約2,700万円の減額見込であることに伴いまして、先程、前期高齢者交付金につきましては、いただくものが大きいから控除されてしまう額が大きいと申しましたが、逆に、こちらの介護分につきましては、納める額が減ったため、いただける国庫支出金が減額となるということでございます。以上が、療養給付費負担金の歳入見込でございます。

国庫支出金の大きなものの2点目といたしまして、先程申しました調整交付金というものがございます。調整交付金には、一般の療養給付費を対象とする普通調整交付金、それから、各保険者における特別な事情等を考慮する特別調整交付金、この2種類がございます。冒頭、町長の方から話がありました結核・精神の交付金につきましては、後者の特別調整交付金ということになります。同じ国庫支出金の下から二段落目になりますが、国の普調は、療養給付費一般分が2,400万円の増額となることが影響いたしまして、概ね同額の増額見込となっております。一方、国の特調につきましては、療養給付費負担金と同様に前期高齢者交付金の増額見込等の影響から、約539万円の減額見込となっているところでございます。調整交付金の仕組みといたしまして、普通調整交付金が増えると特別調整交付金が減ってしまう仕組みになっておるところでございます。併せますと若干の増額見込となっております。

続きまして4番目、県支出金。主なものといたしましては、財政調整交付金になるのですが、こちらは国の調整交付金と同様、一般の療養給付費の増額見込に伴い、増額となる見込でございます。それから、療養給付費等交付金、5番目になりますが、こちらにつき

ましては、先程、歳出の欄でご説明申し上げました退職の保険給付費について、退職区分の方は、被用者保険の方から拠出金がありますが、その拠出金がこの療養給付費交付金ということになります。先程もご説明いたしましたが、退職者医療制度については、今後、65歳到達等の理由で該当者がどんどん一般の方へ移ってまいりますので、この関係から、大幅な交付金の減額が見込まれているところでございます。保険給付費の歳出がマイナス約7,500万円の減額。それから、同じく保険税につきましても、一般分と退職分とは分かれているところでございますが、退職分の税収見込もマイナス約1千万円。併せて約8千万円何某の減額が見込まれているところでございます。

歳入の主な項目のうち、国・県の支出金に加え、ただ今ご説明いたしましたのが療養給付費等交付金、被用者保険からの拠出金ですが、それらの外に先程も申しましたが、前期高齢者交付金という大変大きな額の交付金が、社会保険診療報酬支払基金の方から交付されております。

前期高齢者交付金につきましては、平成28年度におきまして、前期高齢者の給付費が、約1億円余り増額となる見込でありまして、前々年度、平成26年度の精算分につきましても、追加交付の発生が見込まれており、このことから、資料中の差引の欄になりますが、対27年度比1億2,494万円の増額見込となっております。

引き続きまして、共同事業交付金。こちら、歳出の予算の方で、共同事業の拠出金というものがあるというご説明をさせていただきました。連合会の方で一旦お金を、拠出金を徴収し、各市町へ実績に応じて再度分配する再保険制度があると。

この共同事業の交付金には、2種類のものがございまして、その一つが高額共同事業交付金、それから、もう一つが保険財政共同安定化事業交付金になります。前者の高額共同事業交付金につきましては、レセプト一件当たり80万円以上の医療費がその対象となっておるところでございます。もう一方の保険財政共同安定化事業交付金、こちらにつきましては、80万円未満の医療費が対象となっておるところでございます。この二つの交付金を合わせますと、平成28年度は、対27年度マイナス1億1,746万2千円の減額を見込んでおるところでございます。

なお、保険財政共同安定化事業の対象医療費については、平成26年度まで30万円以上80万円未満となっておりますが、平成27年度から、現行の80万円未満の全ての医療費が対象となった訳でございます。つきましては、その実績期間が未だ一年を経過していないことから、先行きが不透明で予測困難となっているところでございまして、これまで、本町におきましては、連合会の方にお支払する拠出金に比べ、実際にいただく交付金の方が多い状況が続いておりましたが、今年度の途中経過になりますけれども、平成27年度の当初予算額について、過大見込であったというような結果になりつつあるところでございます。実際には、80万円以上の高額なレセプトを対象とする高額医療費共同事業交付金については、比較的高い医療費の保険給付の実績があることから、こちらの交付金額の伸びは著しいものがあるのですが、80万円未満の医療費をその対象とする保険財政共同安定化

事業交付金については、本町への割り当てがあまり伸びていない状況になっております。このことから、平成 28 年度予算におきましては、保険財政共同安定化事業の交付金収入について、大幅な減額を見込んでおるところでございます。その結果、トータルで 1 億 1,700 万円の減額を見込んでおるところでございます。

財産収入につきましては、割愛をいたします。

次の 9 番の繰入金、こちらにつきましては、対前年度当初予算の差額がマイナス 846 万円という見込となっております。このうち、その他一般会計繰入金につきましては、毎年度と申しますか、平成 22 年度以降、ここで赤字会計の埋め合わせを行なっている訳でございますけれども、こちらにつきましては、平成 27 年度当初予算の 3,625 万 5 千円から、平成 28 年度におきましては 332 万 8 千円、マイナス 3,290 万円余りの減額を見込んでおるところでございます。

整理いたしますと、平成 28 年度におきましては、歳出において、保険給付費の一般分が 2,400 万円の高額療養費の増額見込があることに加えまして、退職の保険給付費が、全体でマイナス 7,500 万円の減額見込であること。これが大きな流れの 1 点目になります。

そして、退職の被保険者がどんどん減っていき、その保険給付も徐々に無くなる傾向にあることから、被用者保険からの拠出金である療養給付費交付金につきましても、同様に大きく減ってまいります。これが、大きな流れの 2 点目です。

3 点目といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に納める前期高齢者の納付金、それから後期高齢者の支援金、それから介護納付金につきましては、本町におきましては、前々年度の精算分の減額、すなわち過払いとなっていることが 3 項目とも大きく影響し、平成 28 年度については、それぞれ納付額が減額になっております。但し、他方において、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける前期高齢者交付金については、1 億 2,400 万円余りの増額見込になっておるところであり、納める金額が減っても、貰う金額が増えたことで、国・県から入る補助金なりが減額となる影響を受けます。それが、大きな流れの 3 点目になります。

そして、その辺りを考慮した上で、近年、赤字が続いておりましたので、これら最終的な調整につきましては、例年、繰入金の方で行なっておるところでございますが、平成 28 年度は、対前年度当初マイナス 3,290 万円となっております。しかしながら、これは、赤字補填を目的といたしまして、332 万 8,000 円を一般会計から繰り入れる、繰り入れなければ赤字になるよという予算になっているところでございます。

以上が、大変早口でございましたが、平成 28 年度当初予算についての説明となります。

ここで、若干補足説明を加えたいのですが、引き続き、右肩に資料 1 と書いた関係資料の 5 頁を開いていただきたいと思います。

会議の冒頭に町長の方から少し説明がありましたが、平成 30 年度からの国保の広域化の大きな流れについて、今後大きく制度が変わろうとしているところでございますが、丁度本日、県の方で、そのガイドラインの説明会が行われているところでございます。実は、

国保の広域化の大きな流れの中で、より一層の医療費の適正化を図ろうという大きな流れが一点ございます。

各市町において、今後、事業計画を練って、手が付けられるところから実施していこうというような感じではございますが、具体的には先程、保健事業のところでも申しましたとおり、医療費通知を充実化し、通知回数を年4回から年6回に増やす。このことにつきましても同様の趣旨になるものと思われませんが、これに加えて、特定健診と保険指導事業、こちらの方も当然、より一層力を注がなければならないという状況になっていくところがございます。平成28年度当初予算の方にも反映させていただいているところなのですが、本事業の実施状況について、少しご説明をさせていただければと思います。繰り返しますが、右肩に資料1と書いたものの5頁になります。

**魚原主事** 健康増進課医療保険班の魚原幸嗣と申します。私の方から説明をさせていただきます。国保特定健診の実施状況について…。

(もう少し大きな声でと叫ぶ者あり。)

**魚原主事** 失礼いたしました。国保特定健診の実施状況について、先ず特定健診の実施率の状況につきまして、5頁の一番上の表にお示しをしております。平成26年度の特定健診の受診者数は1,173人、受診率は24.4%、県内市町の平均は24.2%で、本町は、県内市町の平均受診率より0.2%ほど高い受診率となっております。平成27年度の12月の請求受付分までの受診者数は962人、受診率が18.2%となっております。

続きまして、次の表には、特定健診の受診率アップに向けた取組について掲載しております。

平成27年度の取組といたしましては、自己負担金の無料対象者について、平成26年度は、年度内に40歳、45歳、50歳、55歳に達する被保険者の方を無料としておりましたが、今年度は年度内に40歳から59歳に達する方まで、対象者の枠を拡大したところがございます。また、集団検診の日曜日の実施回数を増やし、集団健診受診者の一層の確保を図りました。

次に、メタボリックシンドロームの該当者の状況について、更にその下の表に掲載しております。平成26年度は周防大島町200人、該当者は17%、県内平均は15%となっております。また、特定保健指導の実施率の状況につきまして、一番下の表に掲載しております。対象者は100人、周防大島町の特定保健指導実施率は26%、県内平均は17.2%、メタリックシンドローム該当者の減少率は23.6%となっております。私の方からは、以上です。

**山中班長** ただ今、実施状況の説明をさせていただきましたけれども、平成28年度の当初予算案におきまして、保健事業になりますが、医療費通知の充実化を図ること、結核・精

神の特別調整交付金の算定に係るレセプト内容の調査集計業務について、新たに外部委託すること、それから、特定健診、保健指導事業の方におきましては、主に個別健診の20名増を見込んだ予算を計上しておるところでございます。当然、絵に描いた餅とならぬよう、実施が伴わないといけないところではございますが、そういった予算措置を考えておるところでございます。医療保険班の方からは、当初予算につきまして、ここで一旦、説明の方を取り敢えず閉じさせていただきまして、国保税の方の説明に移らせていただければと思います。

**木村班長** それでは、平成28年の周防大島町国民健康保険税の当初予算につきまして、説明させていただきます。税務課課税第1班の木村と申します。よろしくお願ひ致します。

お手元の資料で、周防大島町国保運営協議会説明資料の先ず1頁目をお開きください。1頁目には、国保税の税率を載せております。

平成28年度国民健康保険税の税率は、平成27年度と変わらず、医療分として均等割2万7,400円・平等割2万5,800円・所得割8.90%、支援分といたしまして均等割8,900円・平等割8,900円・所得割3.10%、介護分といたしまして均等割9,300円・平等割7,000円・所得割2.90%という税率で税額を算出しております。近隣市町の税率を問い合わせたところ、前年度とは変更があるという情報は、今のところ聞いておりません。一応、今のところは、昨年度と同じ税率でいくのではないかとということでございます。

ただ、平成28年度におきまして、2点ほど改正があるということになっております。先程も説明がありましたが、その1頁の右の下に、平成28年度改正案についてという点線で囲った部分があるかと思ひます。

先ず、改正の1点目でございます。保険税軽減分の軽減判定所得の見直しということでございます。2割・5割軽減の拡大ということで、2割軽減では、軽減判定の基準の見直しということで、平成27年度は基準額が「33万円+47万円×被保険者数」だったものが、「33万円+48万円×被保険者数」ということで計算させていただきます。また、5割軽減につきましては、基準額が「33万円+26万円×被保険者数」だったものが、「33万円+26万5千円×被保険者数」ということで計算をさせていただきます。

2点目につきましては、今の点線の隣に書いてあると思ひますけれども、課税限度額が引き上げになる予定でございます。医療分・支援分がそれぞれ2万円引き上げとなりまして、医療分につきましては54万円、支援分につきましては19万円、介護分につきましては16万円、計89万円ということで課税限度額の方を変更させていただく予定になっております。

次に2頁目をお開きください。平成28年度周防大島町国民健康保険税予算資料等ということで、平成28年度の国民健康保険税の予算額を載せております。2頁の左上でございます。平成28年度当初予算といたしまして、5億609万4千円を計上させていただいております。対前年2,345万1千円の減、4.43%の減ということになっております。予算額の減の

主な要因といたしましては、所帯数が対前年 88 世帯の減、被保険者数が対前年 234 人の減、それから課税世帯数の減少、これらが主な理由として挙げられます。

次に 2 頁目の右半分、こちらの方に、国保税税率改正の推移について載せております。平成 23 年度からの資料を提示しておりますので、参考にしていただけたらと思います。

次に 3 頁目をお開きください。県内市町国保税の税率表を載せております。ただ、大変申し訳ないのですが、これは、税率が高い順に載せている訳ではございませんので、それを考慮に入れていただいてご覧いただけたらと思います。そして、この表は、平成 27 年度の税率で、現時点での税率表ですので、今から改正があるかもしれないということで見ただけだと思えます。周防大島町につきましては、上から 14 番目、表の少し濃い部分になりますが、周防大島町の税率が出ております。

以上で、税務課からの説明を終わらせていただきます。

**山中班長** 私の方から、もう 1 点ほどご説明させていただきます。平成 28 年度の当初予算の諮問議案に係る参考資料といたしまして、資料 1 と右肩に書かれた資料の 7 頁に、A 3 の資料で、平成 27 年度の決算見込の参考資料を付けさせていただきます。こちらを見ていただきたいと思えます。

実は、ご承知のとおり今年度国保税の税率改正をいたしまして、当初予算ベースで 8 千万円の増額をした訳でございます。国保税を 8 千万円上げた結果、その他一般会計繰入金などの程度減ったのかということを実際にみるための資料になる訳でございますが、現段階では実績が若干足りないので、飽くまで見込ということになります。担当者として、赤字財政がどれほど払拭されたのか、この資料で辻褄が合わなければいけないと思っておるところでございますが、実績に基づいて数値を入れてまいりました結果、このような見込となったところでございます。

この 7 頁の左半分、歳入の部の下側の網掛け部分になりますが、その他一般会計繰入金の欄が 1 億 5,613 万 2 千円としておりますが、これが一応の決算見込額、赤字補填額ということで見込んでおる額になります。国保税を 8 千万円増額したのに何で増えているのかということについて、ご説明をさせていただかなければいけないので、一件追加をさせていただきます。

先ず、冒頭に町長から説明いたしましたとおり、このたび、不手際によりまして、調整交付金等国庫負担金の過大交付が発覚し、今年度末に 5,450 万円ほど国に返還をさせていただく予定でございまして、その他一般会計繰入金で予算組みをさせていただき、12 月議会でご議決をいただいたところです。ですから、この 1 億 5,613 万 2 千円のその他一般会計繰入金のうち 5,450 万円は、この返還金に充てることとなります。これが第 1 点。

次に、前年度の交付金等で翌年度精算となるものについて、療養給付費負担金、それから退職者医療交付金等がこれに当たりますが、平成 26 年度交付分について、今年度精算した結果、何れも貰い過ぎということになりましたので、既に今年度（平成 27 年度）半ばに



において、それらの返還を行なったところでございまして、その償還金が4,311万5千円あります。これら二つを合わせて、償還金といたしまして9,761万6千円あります。

これらは何れも、どちらかと申しますと、うち調整交付金等の返還金については、今年度の収支における差額に当たらないものであり、また、前年度の交付金等の精算により発生した償還金については、前年度分の清算金ですから、本来は、前年度の一般会計繰入金額に足し合わせるべきものではないかと思っております。

従いまして、これらを差し引きすると、1億5,613万2千円から9,761万6千円を差し引きますので、概ね5,800万円余りが今年度の実質的な赤字補填部分になるのではないかというように思っています。

当初予算ベースで8千万円の保険税の増収を見込みましたが、今年度特有の要因では、対前年度実績で退職分の保険給付費がかなりの減額となっても、保険給付費全体では、尚も増額となることが見込まれていることの外、前期高齢者交付金の大幅な減額、共同事業の収支が思ったほどプラスにならなかったことなど、主にこれら収支の動きに起因して、その他一般会計繰入金の額が実質5,800万円くらいの額になることが見込まれているところでございます。

以上になります。

**議長** 説明が終わりましたが、質問か、ご意見がございましたら、お願いします。

**委員** いいですか？

**議長** はい。どうぞ。

**委員** 原則をお伺いしたいのですけれども、この参考資料1の6頁の推計の資料の中に伸び率をお示しですけど、伸び率はどこから算定してきているのですか？

**山中班長** はい。実際には、前年度までの実績と今年度の途中までの実績を比較しまして…。

**委員** いや、そういう資料が付いているけれども、それを見ても、この数字ってなかなか、どこがどれって分からない。

**山中班長** すみません。こちらの平成28年度医療費推計療給用と書かれた資料の最上段の3行。こちらの一般被保険者、退職被保険者ともに、平成27年度までの実績値・推計値なりに基づいて、それぞれ一人当たりの医療費の額又は負担額から逆算をして、当初予算の伸び率を算定しているところでございますが、別途電算で対比させて、自動転記するよう

作成したのですが…。

**委員** 例えば、療養給付費の一般の一人当たり 6.7 っていうのがあるじゃないですか。前の資料にいろいろ付いてますよね、ここから推計できるのですか？

**山中班長** すみません。少し頭がこんがらがっておりますが、平成 26 年度の医療費自体を計上する欄と、それから…。すみません、同じく 6 頁の被保険者数の下の欄に金額を並べて書いてあるかと思えます。こちらの金額から、一人当たりの医療費が、平成 26 年度については実績、平成 27 年度については当初の見込が出まして、表中において、実際に 3 月・10 月の実績から伸び率を掛けて計算したものが出てくるようになっているのですが。

**委員** また、教えてください。原則がわからなかったもので。

続けて聞きたいのですけれども、歳出の方でご説明になった保険事業費の医療費通知の件で、年 4 回から年 6 回に 50 万円掛けて増やすとおっしゃって、その理由は医療費削減のためだと後でおっしゃったのですが、これで医療費がどれだけ削減できるのですか？

**山中班長** 打ち明けた話、どれぐらい削減できるかといった試算なりは出ていません。

**委員** 住民の方が、年 4 回来るのが年 6 回来たら、何か、このように意識が変わるとか、例えば、4 回しか来ないのを 6 回に増やしてくれといったリクエストがあったとか、そういうのがあるのですか？

**山中班長** この内情につきましては、県の調整交付金に、実は通知回数の制限、条件が設けられておまして、要は、上の行政の立場といたしましては、被保険者の方の目に触れる機会を増やすことで、医療費の適正化を図ろうという趣旨になっておまして、3 箇月に 1 回のところを 2 箇月に 1 回の頻度でお知らせし、目に見えない医療費の削減の効果をねらったものとなっております。

**委員** それは、強制的にそうしなさいってということ？ その回数制限っていうのは。

**山中班長** 強制的というか、そうしないと逆に県の交付金が減ってくるようになります。

**委員** 県が 4 回を 6 回にしなさいという、指示をしたということですか？

**山中班長** はい、指導を受けております。

委員 医療費通知って、僕は医師国保なので貰ったことはないですけど、言えば、明細書や領収書があれば分かるのですよね？

山中班長 内訳といたしましては、10割部分の費用額を示したものになります。

委員 それは領収書にもあるじゃないですか、何割負担とかあるわけですから。それがわかるのに、それを敢えて通知して、医療費抑制に繋がるのかどうかということが少し分からなかったもので。それともう一つ、ちょっと最初に居なかったんで、町長さんのお話は聞いていないのですけれど、結核精神特別調整交付金のレセプト業務を外部委託というのは何ですか？ 外部委託しないとできないのですか？

山中班長 事実上、そのように判断したところです。

委員 今までは全くしていなかったということ？

山中班長 外部委託はしていなかったのですけど。

委員 いやいや、町の中で。

山中班長 そういう判断をですか？

委員 いや、この申請、これは申請しないと貰えない訳ですから。

山中班長 いえ、業務委託はせずに、自前でやっていたところです。

委員 その自前でやっていたのは今後できないという判断？ その理由は？

山中班長 はい。このたび、会計検査院から指摘を受けたところなのですけれども、その中身については、結核・精神の医療費について、対象となるものの主病の判定を行わなければならないということでございまして、そのレセプトのうち結核又は精神に係る病気が主病であるものについては保険給付費を計上できる、副病に当たるものについては、入院時の食事療養費を算定できる、そういう交付内容になっております。私共の認識違いが実際にありまして、これまでずっと、国保連合会の方からは該当データももらっているという認識で、それらを全て計上して調整交付金の申請をいたしておりました。実際に、前々回の会計検査の際にも同様の説明をして、周防大島町ではそのように考えておりますと…。

**委員** 分かりました。その主病、副病の判定については、それでは、できないということですね、レセプトデータを見ただけでは？

**山中班長** はい。このたびの会計検査の返還金を算定するに当たって、実際に見てやっていったところなのですけれども。限られた期間の中で膨大な量进行处理しなければならない。それは、今まで行なってきた算定作業を大幅に上回る内容にこのたび変わりました、実はイメージデータを、レセプトを紙ベースでみるようなイメージデータを別に入手いたしまして、それらを一件一件目視で確認していかなければならないこととなりまして、私共の勉強不足もあろうかと思えますけれども、実際にレセプトを見て、結核・精神に係る疾患が主病か否かの判定ができないものがある訳でございます。

**委員** わからないということですよ？ 他の市町村はどうされているのですか？ 100%外部委託なのですか？

**山中班長** これまででしたら、自前でやっていたところは、県内では、平生町さんのみだと思います。

**委員** では、行政は、山口県に限らず全国を見ると、ほぼこれは外部委託する事業ということなのですか？

**山中班長** 全国を見るとというところはちょっと回答できかねますが、存じ上げている中では、県内では山口市さんが外部委託でやられておまして、例として挙げられるのは、それだけでございます。このたび会計検査で指摘がありました後、実際に联合会なり、山口市さんにも情報を照会させていただいて、このたび外部委託する方針に変更し、委託料を計上をさせていただきました。

**委員** 国の制度ですけど、行政ではできないレベルの行政の制度ってということですね？

**山中班長** はい、私はそう思います。

**委員** それから、国庫支出金の歳入のところでご説明になったところの交付金直診分の増ってというのは、交付金が入るのですか？ 後期高齢分の中に入るということですか？歳入のところの2段目、「一方、後期高齢分は」から始まる場所ですが、最後に、交付金直診分の増って書いてあるので。これは、この歳入をみたときの後期高齢分の中に、この金額が入ってきたから増ということですか？

**山中班長** すみません。これは、私共のミス、ミスプリントになります。実際には、国庫支出金のうち調整交付金、国の特別調整交付金に、直診分の医師当直分とか、保険事業分が入ってまいります。申し訳ありませんが、ここは削除していただきますよう、資料の訂正をお願いします。

**委員** 歳出の方の繰出金の230万、今年は何を追加でやってくれるのですか？

**山中班長** はい、公営企業局の方から報告をいただいておりますのが、医師の当直分が…。

**委員** いや、それでなくて、保険事業分1,073万円の中の、230万円増のところですか。分からなかったら良いです。前年度より230万円増えてるのだから、何か新しいことをやってくれるのでしょうか？

**山中班長** すみません、少しお待ちください。前年度分を確認します。

**委員** 同じことやるのに前年度との差で230万円も変わるの？ 物価はそんなに変わらないですよ。同じ内容で230万円も上がるなんて、普通では考えられないでしょう？  
例えば、人が一人増えるとか、何か新しいセクションをつくるとか、新しい事業をすることか、そういうのであれば230万円くらいだったら分かりますよ。

**山中班長** すみません、把握している範疇では中身の違いがちょっとわかりません。これは、また問い合わせをして、改めて回答させていただきます。

**委員** 中身が違うものを出しちゃ駄目でしょう？ 簡単に言いなりで増やしたらいかんのじゃないですか？ 要するに、ここに書いたということは、何かだと僕らは思う訳であって、言いなりでお金を出しているということでしょうか？

**山中班長** すみません。こちらは概ね人件費による違いだろうと思うのですが。これは、ちょっと確認をさせていただきます。

**委員** 人件費がそんなに上がるのですか？ 1年で？ すごい昇給があるので、僕も勤めたいくらいですよ。

**山中班長** 大変すみません。また、改めまして、結果をお知らせさせていただきたいと思っております。

**委員** もう一つ、普通調整交付金とか特別調整交付金ってあるじゃないですか。これらは、丸めでくれる訳ですか、国は？ 交付金の仕組みを良く知らないのですが、これに使うためにこれだけ交付しますよといった、その内訳があるのですか？

**山中班長** これに使うためにというものについては、直診分の繰出金以外は、目的を定めたものは特にありません。

**委員** それは、そういう名目の項目が、何個かある訳ですよ？ その直診分のこれはこれっていうのが。

**山中班長** はい、あります。

**委員** それは見せていただけるのですか？

**山中班長** 大丈夫だと思います。

**委員** 後で見せてください。

**山中班長** はい。分かりました。

**議長** その他に何かございますか？

無いようでしたら、諮問議案の平成 28 年度国民健康保険事業の特別会計予算について、諮問のとおり原案とすることにご異議はございませんか？

異議なしということで、諮問のとおり原案とすることを相当と認めます。

本日の協議事項は、以上で終わりました。

それでは、その他の事項で何か事務局の方からございますか？

**山中班長** はい、それでは事務連絡になりますが、先程、少し触れましたが本日、実は国保の県広域化に向けて、そのガイドラインの説明会が行われているところでございます。県は、事業費納付金なるものを算定し、町へ請求する。町は、それを納めて、必要な保険給付費をいただくというお金の流れになることは、頂いた資料等で把握しているところでありますが、その詳細につきましては、今後県が方針を定めて、適時、町に相談もあれば、情報も流してもらえらるものと思います。それらのご報告を、また適切な時期に行ないたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。それが1点と、次回の運営協議会の開催時期につきましては、概ね平成 28 年 10 月に予定しておいていただければと思います。詳細につきましては、また改めてご案内、ご相談をさせていただきたいと思ひますので、その際

にご連絡申し上げます。事務連絡の3点目、本日の報酬等のお支払いにつきまして、近く振込手続きをいたしますので、ご案内が届きましたら、ご確認くださるようお願いいたします。以上でございます。

**議長** ありがとうございます。本日は、長時間に亘りまして、熱心なご審議を賜りまして、ありがとうございます。委員の皆様からの貴重なご意見もたくさん頂いております。事務局の方、また、ご回答等をよろしくお願いいたします。

皆様のご協力によりまして、予定された議事等は、すべて終えることができました。

これにて、平成28年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でございました。